

共同企業体の入札に関する注意事項

委任状（事前提出用）について

- ・共同企業体（以下「JV」という。）代表構成員の代表者が入札に参加する場合でも代理人扱いとなりますので、委任状の提出が必要になります。協定書提出の際に必ず添付されている委任状（事前提出用）を提出してください。

入札書について

- ・入札書にはJV名称及び代表構成員（住所、商号、代表者名）を記入してください。また、入札の際に、委任状（事前提出用）の受任者記載欄以外の者が入札に参加する場合は、委任状（JV）を入札時に提出してください。

※ 書類不備の場合、入札に参加できませんのでご注意ください。

入札に関するお問い合わせ先
名護市 工事契約検査課
電話 0980-53-1212（内線255）